

東海村電子入札心得

東海村が電子入札により指名競争入札に付する建設工事の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、東海村財務規則（平成2年東海村規則第4号）、及び東海村電子入札実施要綱（平成22年東海村告示第100号）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札金額等についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札方法提出書類

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、

I Cカードの準備中等やむを得ない事由があると認められる場合に限り、紙入札方式により行うことができるものとする。紙入札に関しては、紙入札参加届出書を提出するものとする。

- (2) 入札書は、電子入札システムより提出するものとし、持参、ファックスによる入札は認めない。ただし、(1)により届出をした場合には、郵便（一般書留・簡易書留に限る。）により提出することができる。
- (3) 入札書の提出期間内に、入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は受理しない。また、郵便による場合には、入札書提出締切日時を過ぎて到達した入札書は受理しない。
- (4) 入札は、1回とする。ただし、予定価格を事前公表しない入札については、初回を含め3回を限度とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札金額の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでの間は辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間内に、電子入札システム又は郵便により辞退届を提出すること。
なお、入札を辞退した場合であっても、これを理由として以後の指名等について不利益を受けるものではない。
- (7) 紙入札により入札に参加する者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (8) 入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（3桁の任意の数字）」と記載して提出すること。

3 工事費等内訳書

- (1) 工事費等内訳書の提出を指定した案件については、入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費等内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限で

あっても数量,単価及び金額等を明らかにしたものであること。

また、内訳書は、T I Fファイルで提出すること。

(3) 工事費等内訳書は返却しない。

※平成29年6月24日から電子入札システムに添付できるファイルが制限されます。詳細については、いばらき電子入札トップページ

「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」をご参照ください。

4 開札

開札の立会いは、入札事務に関係のない村職員が立会いをする。

5 入札者の失格

地方自治法施行令第167条の4の規定によるもののほか、入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者が行った入札は失格とする。

- (1) 入札期日において、村長からの通知により指名停止を受けている期間中であるとき。
- (2) 紙入札の場合で入札者の代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、指定された日時、期間及び場所に入札書を提出しないとき。
- (4) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (5) 正当な価格を害し、又は不正な利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (6) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (7) 正当な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印（電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）及び電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が電子入札に参加する者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）その他必要事項の記載等がない、又は不明瞭で確認し難い入札書（電子入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を提出した入札
- (3) 1件の入札につき、同一入札者が入札書を2通以上提出した入札
- (4) 1件の入札につき、同一代理者が他の入札者の代理を兼ね、又は同一入札者が他の入札者の代理を兼ねてした入札
- (5) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (6) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (7) 工事費等内訳書の提出を指定した案件について、工事費等内訳書の提出がない場合
- (8) 村長の承諾を得ず又は指示によらず紙入札をした場合
- (9) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者の入札

7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることを原則とする。

なお、予定価格は次に掲示する。

入札情報サービス

URL:<http://ppi.cals-ibarak.lg.jp/>

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者を失格とし、制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定に基づき、システムによりくじ引きをする。ただし、システムによるくじ引きの手続きが困難な場合には、村長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続きを行い、落札者を決定するものとする。

8 入札保証金

免除する

9 契約保証金

契約金額300万円以上の工事請負契約については、契約金額の10分の1以上の次に掲げるいずれかの保証を付すること。ただし、契

約金額 300 万円未満の工事請負契約については、免除する。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

10 契約書の作成の可否

要する

11 前払金及び中間前払金の支払の可否

- (1) 前払金 請求できる（契約金額の 40 パーセント以内の額とする。ただし、契約金額 300 万円以上の工事請負契約に限る。）
- (2) 中間前払金 契約約款による。

12 その他

この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に協議を行うこと。